

メンタルヘルスセミナー 開催のご案内

～ストレスチェックの活用と職場での実践～

令和7年5月に労働安全衛生法が改正され、50人未満の事業所においてもストレスチェックが義務化されます。ストレスチェックの目的や制度の概要、また事業所として行うべき内容について、山形労働局や山形産業保健総合支援センターより、専門的な見地からアドバイスいただきます。

 2025年 **11月13日**  14:00～15:30
※終了時間は前後する場合があります。

 **オンライン(Zoom)にて開催** (定員：500名)
※後日アーカイブ配信あり

参加費 無料

視聴にあたって詳しくはこちら ▶



プログラム

- **ストレスチェック制度について**
～今後すべての事業場で義務化に～

山形労働局労働基準部
健康安全課長

阿久津 拓也 氏

特別講演 講師

山形産業保健総合支援センター 所長
山形県医師会 常任理事
日本医師会 前常任理事
労働衛生コンサルタント / 産業医



神村 裕子 先生

【特別講演】

- **ストレスチェックを生かした
職場環境づくり**

主催：全国健康保険協会山形支部

共催：山形労働局、山形産業保健総合支援センター

後援：山形県、山形県医師会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会

山形県中小企業団体中央会、山形県経営者協会、健康保険組合連合会山形連合会

山形県社会保険労務士会

事前質問に対してのみ
対応いたします。詳細は裏面へ ▶